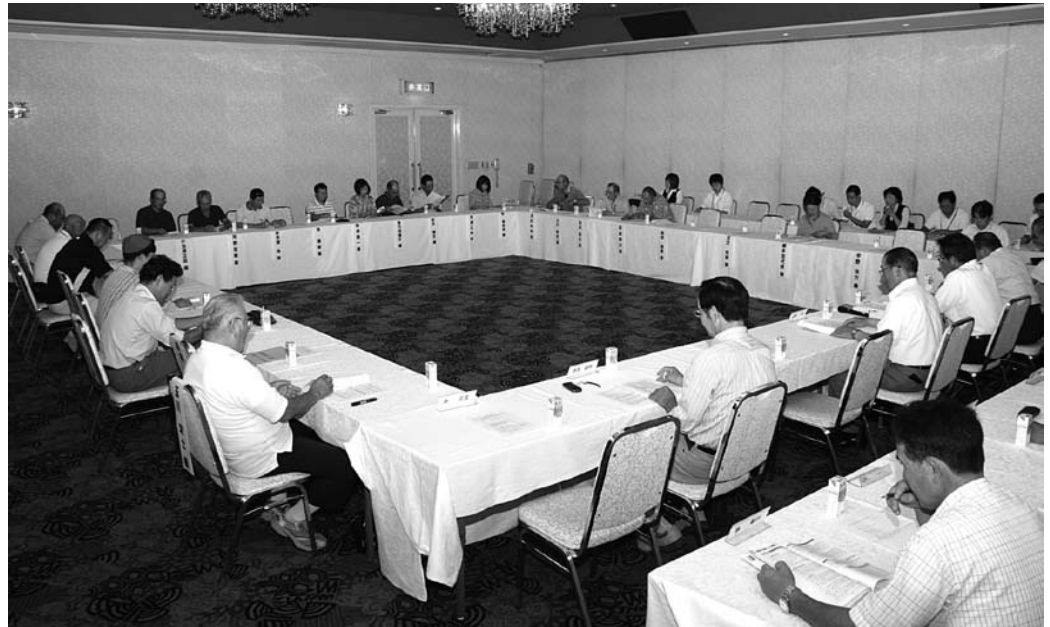


活性化推進委員 44名の選出 活性化活動助成金 500万円配分決定

広酪は広酪活性化推進委員・酪農任意組織団体代表者合同会議を開催し、県内の任意組織団体の代表者ら四十九名が出席して、平成二十三年度広酪活性化推進委員の選出並びに活性化活動助成金五百万円の配分協議、最近の酪農情勢の伝達並びに組合事業執行への要望・意見を聴いた。



■平成23年度広酪活性化推進費の任意団体配分額 (単位:円)

地域	任意組織団体名称	配分額
備北	三次市酪農振興会	649,544
	庄原地域酪農振興会	452,584
	東城酪農振興会	149,306
	口和町酪農組合	143,552
	高野町酪農組合	85,652
	西城酪農クラブ	85,385
南部	賀茂地域酪農団体連絡協議会	353,474
西部	あきたかた酪農振興会	490,257
	広島西部地域組合員連絡協議会	267,813
	千代田町酪農協議会	251,508
	豊平町酪農振興会	250,643
	JA広島市芸北酪農部会	150,452
	大朝酪農振興会	98,796
東部	甲奴郡酪農組合	653,939
	世羅郡酪農振興協議会	320,238
	福山地方酪農協議会	217,777
	神石地域酪農生産振興協議会	194,966
	三原市酪農振興会	184,114
合計		5,000,000

(注)三次市甲奴町管内の組合員分は甲奴郡酪農組合に配分



▼広酪は各地域で組合員が組織する団体が酪農技術や経営レベル向上などの地域研修会や勉強会等の開催をもって地域活動を活性化させることに重点を置き、平成二十三年度において必要な活動経費の一部を助成することを決定した。

▼各地域配分額は酪農任意組織団体の代表者らによって協議決定し、各団体から九月五日(月)までに申請書の提出を求め、九月二十六日(月)に指定預金口座に振込むことを確認した。

一 活性化活動助成金五百万円の配分決定

二 平成二十三年
活性化推進委員候補者
四十四名を選出

▼組合の民主的にして健全なる発展を促進し、組合と組合員の密接な連絡を図ることを目的に地域酪農振興組織等の代表者である正組合員又は正組合員の家族をもって、各地域の正組合員の中から組合員が選出した者を委員候補者とし、組合長がこれを委嘱する。委員定数は概ね正組合員五名に一名の割合。任期は一年以内とし、開始する最終会計年度の通常総会の終了の日までとする。



■各地域の酪農任意組織団体と代表者の氏名 (敬称略)

地域	所属組織	氏名
備北	三次市酪農振興会	橋本洋資
	作木酪農研究会	橋本洋資
	吉舎酪農振興会	—
	双楽会	温泉川寛明
	ほほえみ会	橋本加代美
	庄原地域酪農振興会	林 智行
	庄原みるくの会	大田美鈴
	西城酪農クラブ	大庭秋義
	東城酪農振興会	和田慎吾
	口和町酪農組合	石富貞美
	高野町酪農組合	向田福夫
南部	賀茂地域酪農団体連絡協議会	上川俊夫
西部	広酪西部地域組合員連絡協議会	岡崎博昭
	JA広島市芸北酪農部会	斎藤正和
	大朝酪農振興会	東方田忍
	広酪西部ミルク会	東方田博子
	千代田町酪農協議会	柿原徳則
	豊平町酪農振興会	泉 繁樹
	あきたかた酪農振興会	槇野大樹
東部	世羅郡酪農振興協議会	鈴木道弘
	福山地方酪農協議会	山本芳紀
	神石地域酪農生産振興協議会	河上康則
	甲奴郡酪農組合	伊達 薫
	上下町酪農組合	伊達公一
	甲奴町酪農組合	茨木宏士
	三原市酪農振興会	新舎和久

■選出された平成23年度広酪活性化推進委員 (敬称略)

地域	所属組織	氏名	
備北	作木酪農研究会・三次市酪農振興会	橋本洋資	
	双楽会	中野壯六	
	ほほえみ会	橋本加代美	
	庄原地域酪農振興会		大田昌晴
			前谷重夫
			市川道博
			五刀克哉
	庄原みるくの会		大田美鈴
		西城酪農クラブ	大庭秋義
		東城酪農振興会	和田慎吾
		口和町酪農組合	田辺輝之
高野町酪農組合		向田福夫	
南部		賀茂地域酪農団体連絡協議会	東山明正
			上川俊夫
	山延眞智子		
	石井修二		
西部	広酪西部地域組合員連絡協議会	平奈岐佐	
		渡辺和裕	
	芸北酪農部会	河野啓二	
		斎藤正和	
	大朝酪農振興会	砂子理文	
	西部ミルク会	東方田博子	
	千代田町酪農協議会	西原嘉一	
	豊平町酪農振興会	井手端始	
		河野定樹	
	ミドリマッドブルス	小笠原正臣	
高宮町酪農振興会	平本 明		
甲田協議会	寺尾太志		
東部	世羅郡酪農振興協議会	溝上春雄	
		藤井康浩	
	福山地方酪農協議会	淵上増廣	
		山本芳紀	
	神石地域酪農生産振興協議会	河上康則	
	甲奴郡酪農組合	伊達 薫	
		伊達公一	
	甲奴郡酪農組合青年部	角 康晴	
	甲奴郡酪農組合女性部	池田月美	
	甲奴郡酪農組合	茨木宏士	
三原市酪農振興会	新舎和久		
	玉川功士		

三 組合に対する主な意見・要望



▼活性化助成金の配分割合は、研修会を行うにも戸数割が良いのではないか。

↓今後検討したい。

▼生産基盤強化対策委員会で体細胞等、簡易測定機が正常に作動しなかったが、その後どうなったのか。

↓機器の実演をした時は操作に不慣れなことから正常に作動しなかったが、使用にあたっては取扱いを守り、職員研修を行うことで問題なく使用できる。

▼機器取得にあたっては、ペナルティの剰余金が生じたから購入するとの考えではなく、組合の収支で節約等して購入すべきである。ペナルティがない

と買えないということでは困る。なるべくペナルティは良質乳として還元して、組合員の手元に戻ってくるようにしてもらいたい。組合についていけば、儲けさせてくれると思えるような対応をしてほしい。

↓ペナルティの剰余金が生じたから購入するのではなく、これらの対策のために指導に結びつけ改善するために購入する。組合員への還元は金銭だけではなく、指導というサービスも必要と考える。

▼今年は生産委員会が、生産基盤強化対策委員会より先に行われたと聞いた。台風の影響で延期とのことだが、当然、生産委員会も延期すべきで、生産基盤強化対策委員会の意見が反映さ



れるようにすべきである。

↓今回は台風の影響で、やむなく生産基盤強化対策委員会を延期したが、今後は生産基盤強化対策委員会の意見がきちんと反映されるよう考慮したい。

▼体細胞測定機はどう配置して、どう使っていくのか。どうしても購入しなければいけないのか。

↓平成二十四年三月末をもって、中販連三次生乳検査センターの業務が岡山に移行することから、組合員の利便性を考慮し機器を取得して事業所に配置し、農家庭先での検査と合わせ、組合員の指導に活用する考えである。



▼体細胞測定機についてもそうだが、農家が減少を続けている苦しい現状において、組合が色々な事業をどんどん



やっていく時代ではない。農家に合った指導、見合う事業をしていくのが組合ではないか。もう少し理事会で検討してほしい。皆が納得する、より良い事業を仕分けして、身近な組合になるように考え直す時期ではないのか。

▼会議運営において、時間の都合による早い説明でよく判らない。一人ずつの意見を聴くくらいの時間がほしい。

↓これまで地区懇談会は総会の事前説明との意見を受け、現在は年二回開催し、組合員の意見・要望を聴くことを重視している。今後は地元理事との意見交換の場も設けて頂き、地元理事に意見を持ち上げて頂きたい。我々も率先して出向いていきたいので、ぜひ機会を作って頂きたい。



■広島県の家畜防疫体制に関する研修会 ■東日本大震災JA支援隊活動報告会

広略は、組合員を対象とする「広島県の家畜防疫体制に関する研修会」「東日本大震災JA支援隊活動報告会」の研修会を行い、組合員ら四十五名が出席した。

この研修会は、県内の家畜防疫体制の現状、万一、まん延を疑う疾病が発生した場合の連絡先や行動の確認、組合員が抱える家畜防疫に対する疑問や不安に対する意見や要望把握を目的として、広島県から尾崎充彦専門員(広島県農林水産局畜産課)、上川真希佳主任(広島県北部家畜保健衛生所防疫グループ)の両名を招いて説明を聞いた。

また、東日本大震災におけるJA支援隊活動の報告では、現地撮影した写真とともに寺道弘生所長(西部事業所)加藤祐一技師(東部事業所)が行った。

その後、質疑応答を行い、県への要望や意見とともに情報交換を行った。

■家畜伝染病予防法の改正に伴う口蹄疫の防疫対策



(尾崎充彦氏)

▼家畜伝染病予防法の改正

家畜伝染病予防法(以下、「家伝法」という)改正の経緯は、昨年四月に宮崎県で発生し甚大な被害をもたらした口蹄疫や、昨年十一月から今年の三月にかけて猛威をふるった高病原性鳥インフルエンザの発生から、早期に家畜の伝染病を発見するための届出制度や発生農家等への支援対策の充実、また、海外からの伝染病の進入を防ぐため水際での検疫を強化する等の措置を講じるため改正される運びとなった。

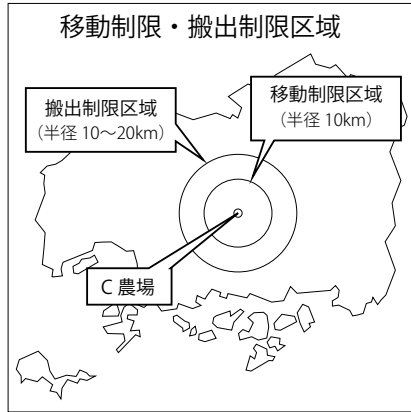
■家伝法の一部改正のポイント (平成二十三年十月一日完全施行)

- 一 海外からのウイルスの侵入を防ぐため、水際での検疫措置を強化
- 二 家畜の所有者は、日頃から消毒などの衛生対策を適切に実施。家畜の飼養・衛生管理の状況を都道府県へ報告
- 三 一定の症状を示す家畜を発見した場合、獣医師・家畜の所有者は、都道府県へ届出
- 四 口蹄疫等の患者・疑似患者として殺処分される家畜については特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて全額を補償(現在は評価額の四/五)
- 五 ただし、通報などの防止措置を怠った者に対しては、補償額を減額、または交付しない
- 六 飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保等についても規定(都道府県は家畜の焼埋却が的確に行われるように指導、助言、勧告、命令)
- 七 口蹄疫のまん延を防止するためにはやむを得ないときは、まだ感染していない家畜についても殺処分を実施し、国は全額を補償
- 八 都道府県は消毒設備を設置でき、通行車両は消毒を受ける

■口蹄疫が疑われる場合は直ちに畜産事務所に通報を!

口蹄疫に関しては、宮崎県の発生状況から口蹄疫の特徴や症状、発生後の牧場の消毒や家畜の殺処分、埋却等の現地対応に加え、県を中心としたまん延防止を目的とした移動制限、消毒ポイントの設置による防疫体制が説明された。県としては、口蹄疫が疑われる症状が発見された場合は、直ちに畜産事務所に通報してほしいと呼びかけた。

もしC農場で発生した場合



■飼養衛生管理基準の見直し

家畜伝染病の発生を予防するには、日頃の適切な飼養衛生管理が重要で、

このほど家伝法に基づく「飼養衛生管理基準」を大幅に見直される予定にあり、管理基準の畜種別の見直しや指導強化などが盛り込まれ、農林水産省はパブリックコメントを募集し、家伝法の完全施行に向けて準備を進めている。

■牛サルモネラ症は酪農家に甚大な被害をもたらす



(上川真希佳氏)

サルモネラ症はこれまで集団飼育の子牛が発症することが多かったが、近年では搾乳牛の感染も増加しているとして、六月に県内で発生した農家の事例を元に治療法・予防の説明がなされた。主な症状としては粘膜の混じった下痢や血便などがみられるが、病原の

ウイルス・細菌の特定には数日を要し、治療に抗生物質を使用することからその間は生乳出荷が禁止される為、一度発症すると農家の損害は大きく、病気の早期発見・早期治療が重要であると注意を呼びかけた。

■出席者からの主な質問や要望

▼口蹄疫の諸外国の状況はどのようになっているのか。

↓ウイルスがまん延しており、国内にいつ入ってくるかわからないので注意いただきたい。



(和田慎吾氏)

▼韓国で口蹄疫が発生しているが、旅行の自粛はしなければならぬのか。

↓韓国以外にも台湾、北朝鮮などで発生しており、韓国にとどまらず東南アジア全域にまん延していると認識され

た方がよい。流行時に渡航することは自粛して頂きたいが、現時点では問題はないと思う。しかし、いつどこから入ってくるのかも分からない状態であるので、引き続き防疫対策をお願いしたい。

▼ウイルス十個で感染するとの説明があったが、空気から採取できるのか。

↓採取することは難しいと思うが、感染力が強いため感染には十分注意頂きたい。



(西原嘉一氏)

▼昨年、宮崎で口蹄疫が発生した際に現地にいたが、説明を聞き限りでは広島県の提案する消毒ポイントの設置は抜け道だらけであり、防疫対策が十分である。宮崎では建設業者も一体となって初動対応が素早かったが、そのようなことは計画にあるのか。

↓現時点では建設関係業者との連携はない。消毒ポイントにおいては主要道路を重点的に行い、家畜関係の車両は特に念入りに消毒を行う計画である。

▼イノシシが多く、害獣の感染防止をどう考えているか。宮崎で口蹄疫が発生した際の対処はどうだったのか。

↓詳しい内容はわからないが、県ではその駆除を環境部署が対応している現状では特に対策は行っていない。

▼家伝法の一部改正に関して、飼養管理基準を遵守していないと、損害が生じた場合全額補償とならないこともあるのか。また、具体的な内容はどのようなのか。

↓現時点では、使用者の責務は詳細まで示されていない。しかし、当然基準は遵守頂きたい。

▼サルモネラの件で、調査段階で飼料の採材はされなかったのか。

↓飼料に関しては、同じロットの餌を使っている農場で感染牛が発生していないこと、第一に、牛がどんな病気にかかっているかを調査するため血液と便を採っての究明を考えた。餌の場

合は、牛のよだれや鼻水で汚染するともあり、採材しなかった。



(林智行氏)

▼口蹄疫が発生した韓国から県内に口ケに来た際、消毒の徹底を申し入れたが、現状、空港では首尾一貫、継続実施されていないと聞くがどうか。

↓広島空港では、家伝法の改正により、対応を検討されている。

▼万一、異常牛が発生した場合、土曜日、日曜日の休業日や夜間はどこへ連絡すればよいのか。また、連絡体制はどうなっているのか。

↓土曜日、日曜日、夜間に関わらず畜産事務所にて電話して頂きたい。守衛がおり、所長に連絡を取り対応できる体制としている。

東日本大震災 J A 支援隊活動報告会

寺道弘生所長と加藤祐一技師による J A 支援隊の活動報告を行った。七月二十五日(月)から二十九日(金)に亘り、震災で被害を受けた宮城県に J A の支援隊として百二名が派遣された。

広島県からは、広略を含め計二十名が派遣された。初日と最終日は移動日であったため、作業に当たった日数は実質三日間であったが、巨理町でのイチゴハウスの移築支援や石巻市での瓦礫撤去の作業を行ったと報告した。

作業中や被災地の写真を交えながらの報告は、マスメディアで報道される



ものとは違った角度から地震や津波の恐ろしさ、凄まじさが感じられ、実際に被災地で見聞きした惨状からも大災害を伺い知ることが出来た。また、津波で流された車の一部やカーペットの写真もあったが、それを使っていた人たちは今どうしているのだろうかと考えさせられる場面もあった。しかし、そうした中でも、J A みやぎ巨理の組合長の「地震の怖さや津波の被害を語ることはやめて、これからは復興に向けての話をしていきたい」との言葉に、復興に向けた強い意気込みを感じた。

(関連記事二〜四頁)